

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成 29 年 6 月 7 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成 29 年 5 月 9 日付けで行った保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 28 年 4 月 30 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成 29 年 4 月 19 日、請求人は処分庁に対し、転居費用の支給申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 3 処分庁は、平成 29 年 5 月 9 日付けで、本件申請を却下する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 請求人は、平成 29 年 6 月 7 日、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

I 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

現在居住地に転居してから、家主、近所の嫌がらせて体調悪化がひどくなり、精神障害者手帳を持つようになった事実がある。

又、他府県での就労支援を経て、障害者雇用又は一般雇用を相談し、就業の道を以前就労していた障害者事業所の理事長から確約して頂いたが、まず、「こっちに帰って来なさい」との話しのために再度転居費用の申請をする。

(2) 審理員が平成 29 年 10 月 30 日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア H28. 4. 29. 転居 1 日にして、ねずみが出、2ヶ月後にはゴキブリとねずみが多数をり、姿やフンが掃除してもおいつかない。

イ テレビが見つからない。アンテナを立てていなかった。

ウ 前入居者が空き巣に入られていた情報を一切入居前に知らせていなかった。

エ H28. 2 月 18 日より大阪で働いていた。H28. 2 月 18 日～H28. 4 月 5 日まで通勤していたが、足の骨折と体調不良の為、H28. 4. 29 大阪に転居する。

オ H28. 5 月中旬より、家主より「うちの税金が上がるやろ！どうしてくれる！早よ出ていけ！」と通り過ぎりににらみつけられどなられる。

その頃より、家主より何度も電話がかかり、「玄関のかぎを開けろ！」と開けるまで何十回も電話がかかってくる。

その時には、頼んでいないスーパーで買って来たおかしを持ってくる。

体調不良で寝ているからと告げ、「後程お家にうかがいます」と言うと、「嫁にばれるやろ！家に来るナ！」と言われ、家主の言動が気持ち悪く、母や近所の知り合いに相談すると、やはり「気持ち悪い、無視し」と言われる。

カ その後、7/30～7/31 の間に 5 万円、8 月中に 2～3 万円、財布より無くなり、相かぎを持っているのは家主のみ。5 万円は紛失日が特定できた為警察に届ける。又、ろう電の為にショートして電力会社に来て頂き修理を頼むと、電気配線全ての修理に

なる由。

11月11日に修理が入り、ほこりの為、体調不良の悪化が続く。

キ 12月2日に「携帯電話の番号変えたやろ。新しい番号教えないなら出ていけ」と言われる。

ク 12月2日に処分庁にてケースワーカーに相談するが、法テラスを紹介される。

ケ 12月25日に請求人の留守中に勝手にかぎを開け、人を請求人の家に入れる。その頃より、近所の人から指をさされたり、すごい目でにらみつけられ、どつかれそうになる。

コ 京都の電車内では、ひじ鉄をくらい倒れた。

サ 12月末～1月初めには、あったマイナンバーカードがなくなる。大事な物なので、確実に片づけていたのと、就活をしていた為、あった事は確認していた。

1月中旬ころにはなくなり、3月3日にけいさつに来てもらい、遺失届けを出す。

シ ポストをいたずらされており、書類が来ない等の被害にあう。

ス 外の門がこわされていたのは、H29. 4. 14日、就労支援の帰りに整形外科に行き、その後当日19:30ころ帰って来て知る。

隣家の住人や友人が来てくれた時に家主も玄関前を歩き過ぎたか何も言わない。

セ 翌日4月15日整形外科までついて来て、家主が「門どうしてくれるんや!!弁償しろ、早よ出ていけ!」と言われる。看護士の助言があり、外に出て話し警察に来てもらう。

たまたま偶然玄関前で会った時には他の人と一緒にいた為、何も言わず、請求人が独りになるのを見計って、いやがらせの言葉を大声でどなられている。

ソ 5月2日には、近所の人にある事ない事言われ、母親まで出て来て「引越そう」と言われた。

請求人は、家主夫婦や近所の嫌がらせで精神障害者手帳を持たなければならなくなった。

確実に近所からの過度な嫌がらせはあった。処分庁の記録や言い分には真実がない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成 29 年 5 月 9 日付けの本件決定通知書には、却下の理由として「今回の転居申請の理由（家主の嫌がらせにより体調不良のため）は、生活保護法による保護の実施要領、局第 7-4-(1) のカ 問 (7 の 30) の答 1-17 のいずれにも該当しないため。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成 29 年 8 月 9 日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至る経過

平成 28 年 4 月 30 日
生活保護開始。

平成 29 年 4 月 19 日
請求人来所。

平成 29 年 3 月 14 日に請求人宅の玄関が壊されていたため警察を呼んだとの報告があった。家主が事情を知っていると思い家主宅を訪ねたが居留守を使われたとの訴えであった。

また、翌日に偶然家主と会った時に、玄関を修理するよう言われたことや、平成 29 年 4 月分の家賃が未納なのですぐ払うよう言われたことを挙げたうえで、今の居宅では病気が悪化するため転居したいとの訴えがあり、請求人から処分庁に対し、転居費用の扶助申請を内容とする本件申請書の提出があった。

同日

請求人が定期通院している病院に対し「診療状況について（照会）」を送付。

平成 29 年 5 月 1 日

病院より「診療状況について（回答）」の返送あり。

平成 29 年 5 月 9 日

請求人の転居費用扶助の可否について、処分庁においてケース診断会議を実施し、後述する理由により転居費用の支給要件に該当しないと認定し、申請を却下することを決定した。

同日

本件決定通知書を請求人の住所宛てに発送（本件決定）。

イ 本件決定の正当性について

転居費用に関しては、まず、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-4-(1)一カにおいて、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない」とされており、この「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の一つとして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の間(第7の30)の答11において、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」が挙げられており、請求人の主張は、家主からの嫌がらせという住環境が原因で体調不良になったとして、自身がこの条件に該当しているというものである。

この点、請求人は、精神科受診時に、主治医に対しても「家主との関係悪化」について述べているようであり、主治医の意見として、「家主との関係悪化」や「一部の近隣住民との関係も良好ではない」ことなど、「人間関係のストレスが、精神症状を増悪させる一因になっていると考えられる」とされているが、処分庁が、請求人及び家主の双方から事情を聴取した結果、明確に嫌がらせと判断できる事実は確認できず、また、近隣住民との関係に係る具体的な事実も確認していない。

以上の状況を踏まえ処分庁は、ケース診断会議を開催した上で、申請理由が課長通知の間(第7の30)答1から17のいずれにも該当しないと判断し、本件決定を行ったものである。

よって、本件決定に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成29年4月19日に処分庁が受理した本件申請書には、申請する理由として「家主による嫌がらせにより体調不良の為転居費用の申請します。」との記載がある。

イ 請求人の診療状況についての処分庁からの照会に対する医療機関による平成29年4月27日付けの回答には、その他主治医の意見として「家主との関係悪化について本人は診察時にくりかえし述べている。転居が必要と考える。一部の近隣住民との関係も良好ではない。これらの人間関係のストレスが、精神症状を増悪させる一因になっていると考えられる。精神的な治療のためにも、転居の必要性は存在すると考える。」との記載がある。

ウ 平成29年5月9日に開催したケース診断会議の記録票には、ケースの概要と問題点として、「平成28年8月に請求人の5万円が無くなったことを皮切りに、請求人が警察を呼び、その後も色々なことで警察を呼びトラブルが絶えない。請求人は部屋の鍵を持っているのは家主だけであり、家主が怪しいと言ひ、また、家主よりストーカーまがいの被害を受けていると筋の通らない主張あり。平成29年5月2日には、玄関格子戸が壊されていた件で、請求人の母親、妹が来て大騒動となり、死んで呪ってやると、家主、母親にくっついてかかった。そのようなことがあった中、5月3日以降、部屋にいる気配が無く、母親が心配し、5月8日、夕方4時頃、警察に来てもらい部屋を確認したが不在だった。」との記載がある。

また、診断結果(内容及び結論)として「今回の転居申請の理由(家主の嫌がらせにより体調不良のため)は、局長通知第7-4-(1)の力・問(第7の30)の答、1~17のいずれにも該当しないため、転居については認められない。」との記載がある。

3. 口頭意見陳述の実施

令和元年10月7日に実施した口頭意見陳述の概要は以下のとおりである。

(1) 請求人の主張及び質問と処分庁の回答

ア 請求人の主張及び質問

本件決定に対する審査請求で、引っ越し費用の申請を、障害者手帳を持ってしまったために、京都で働いていた障がい者支援グループの理事長に2月末に相談に行ったところ、「こっちに帰ってきて、そこで2から3年手伝いながら、それから職場復帰してほしい」と言われたので、それを審査請求書に書いていた。

しかし、処分庁の生活保護の担当者が、却下した理由が、近所は嫌がらせをしていないつもりだったのに、請求人が勝手に近所の嫌がらせと思って精神的に病んでしまい、そのせいで、「引っ越ししたい」と言っているのに却下する、というものだった。

請求人は、近所の嫌がらせというのは言っていなかったし、審査請求には書かなかった。

生活保護になり、障がい者の手帳を持ってしまい、それでも障がい者の就労支援や障がい者の施設支援とかをしていた会社の理事長から、「京都に帰ってくる理由になるでしょう、それを言っているのに、何でそれで引っ越し費用が出ないのか」というのを反論していた。

請求人は、仕事をするために京都に転居すると、最初から出しているのになぜ出なかったのか。

イ 前記アに対する処分庁の回答

本件決定に関わる本件申請書に関して、今の質問の内容については一切存在しないので、回答しかねる。本件申請にあたって、請求人から提出された本件申請書の保護を申請する理由欄に、「家主による嫌がらせにより、体調不良のため転居費用の申請をします」と記載されており、今の内容の記載はないので回答しかねる。

処分庁の弁明に対する請求人の反論にも、就職に関する事実に関しての記載がない。家主とのやり取りに関してのみの記載で、就労に関する記載はない。

(2) 審理員の質問と処分庁の回答

ア 審理員の質問

転居費用の支給の理由に当てはまらないという判断で本件決定を行っているが、前記2 処分庁の主張(2)イに、医師の意見として、転居の必要性は存在するという記載が見られる。この内容について、どのように検討し、結論づけたのか。

イ 前記アに対する処分庁の回答

医師の意見書だけではなく、家主とも何度も実際に面談を重ね、状況を確認し、ということも繰り返している。請求人の訴えだけではなく、家主側からも、普段のやりとりの中身等々も確認したうえで、トラブルが発生していたということは否定しないが、一方的な部分ではないというふうに判断をしている。

ウ 審理員の質問

医師の判断以外の話は、一応聞いたうえで判断をしたということ。医師の判断についてはどういう判断をしたのか。

エ 前記ウに対する処分庁の回答

転居の相談に関しては、精神的な病状の悪化という部分については、医師の診断書のみ判断というはしていない。なぜかという、どうしても一方の話しか聞かないというのは、判断の材料としては偏ってしまうことがあるので、周りの状況等を確認する形になっている。

今回は家主とのトラブルということが前面に出ていたもので、当然家主とも話をするし、そのほか、周りの支援に入っておられた方たちの意見も聞いたうえで、トラブルによるということについては判断できない、という結論に達した。周りのいろいろな状況を鑑みたうえでの判断になった。

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 局長通知の第7の4の(1)の方は、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略)必要な額を認定して差しつかえないこと。」と定めている。

(2) 課長通知の第7の間30の答は、「局長通知第7の4の(1)の方にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、(中略)次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」と定め、「7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の近くに転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合」、「11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」など17の該当する場合を定めている。

2. 本件決定について

(1) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1 請求人の主張(3)ア及び2 処分庁の主張(2)アからウのとおり、家主とのトラブルが絶えない請求人が、①トラブルによる体調不良を回避するため転居費用を処分庁に対し申請したところ、処分庁は、当該理由が前記1(1)及び(2)のいずれにも該当しないことを理由として、本件申請を却下したこと、②処分庁からの照会に対する請求人の主治医の回答には、家主との関係悪化について請求人は診療時に繰り返し述べており、人間関係のストレスが精神症状を増悪させる一因になっていると考えられ、精神的な治療のためにも、転居の必要性は存在すると考える旨記載されていること、③本件決定に係るケース検討会議を開催する1週間前には、請求人が住居をめぐるトラブルを実際に起こしていることが認められる。

(2) 一方、処分庁は、本件決定について、請求人及び家主の双方から事情を聴取した結果、請求人に対する明確に嫌がらせと判断できる事実は確認できず、また、近隣住民との関係に係る具体的事実も確認していない旨、精神的な病状の悪化については、医師の診断書のみで判断は行わず、家主や支援者の意見を聞くなど、周りの色々な状況を鑑みた上での判断になった旨を主張する。

しかしながら、処分庁が、請求人に対する明確に嫌がらせと判断できる事実の有無を確認するために、どのように請求人や家主等から事情を聴取し、その結果、近隣住民と

の関係に係るどのような具体的な事実を確認し、本件決定に至ったのか、その判断に至る事実確認の形跡は見受けられない。同様に、処分庁が主治医の回答を踏まえ、家主や支援者の意見を具体的に聴取し、検討した形跡も見受けられない。また、ケース検討会議開催の前に起こった請求人の住居をめぐるトラブルについても、処分庁が、前記の主治医の回答内容を踏まえた上で、請求人の病気療養上の影響について実際に検討し、考慮した形跡も見受けられない。

したがって、請求人や家主等から実際に事情を聴取し、その事実を踏まえ検討した結果、本件決定を行ったとする処分庁の主張は採用できない。

なお、請求人は、口頭意見陳述において、本件申請の理由が家主とのトラブルではなく、就労の為であった旨を主張するが、本件申請書にはその旨の記載は認められず、失当である。

- (3) これらのことからすると、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」に該当しないとする処分庁の判断は妥当であるとは言い難く、本件決定に至る判断過程には瑕疵があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年7月6日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日

の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

